平成２４年（フ）第５４８６号
大阪市大正区小林東１丁目１番17号
債務者　有限会社近畿製作所
代表者代表取締役　徳留　和則
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　栄嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７号
島根県鹿足郡津和野町森村ハ27番地６
債務者　有限会社だいまる
特別代理人　谷川　　円
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午前11時
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第３９６号
滋賀県草津市上笠５丁目２番３号
債務者　有限会社京滋鍍研
代表者代表取締役　堀内　照文
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河村　憲司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午前10時30分
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４４３号
大阪市浪速区大国１丁目10番21号
債務者　株式会社日乃本大阪
代表者代表取締役　住吉　正敏
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４号
和歌山県田辺市上の山２丁目15番51号
債務者　有限会社プロショップ・ツーアンドフォー
代表者取締役　松阪　悦男
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午前10時
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第２００号
長野県中野市大字小田中224番地３
債務者　株式会社コパルマシン
代表者代表取締役　保科　高志
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶌　実香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月31日午前11時30分
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０９号
神戸市中央区三宮町１丁目10番１号
債務者　株式会社三宮時計
代表者代表取締役　大村滿壽子（登記記録上の氏名大村満壽子）
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　敦史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月31日午前10時20分
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５４２７号
大阪市此花区梅香１丁目15番20号
債務者　株式会社アドン
代表者代表取締役　野田　雅文
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮脇　常亨
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第８８号
滋賀県彦根市後三条町126番地15
債務者　安福酒店こと　安福　泰子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒川　葉子
4　破産債権の届出期間　平成24年12月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６６９号
仙台市青葉区愛子東１丁目15番23号
債務者　五十嵐　徹
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山谷　澄雄
4　破産債権の届出期間　平成24年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７９号
岡山県瀬戸内市長船町福岡287番地１、前住所岡山県備前市大内1019番地１　エトワールＡ202号
債務者　山根　和則
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛山　美保
4　破産債権の届出期間　平成24年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月６日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９４号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番34―201号
債務者　宮下美和子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑中　　潤
4　破産債権の届出期間　平成24年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１９５８号
愛知県愛西市諏訪町郷西428番地１
債務者　宇佐美誠治こと　**宀**佐美誠治
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平林　拓也
4　破産債権の届出期間　平成24年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午前11時25分
6　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８７号
愛知県西尾市一色町生田一ノ割45番地21
債務者　下村　逸浩
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　亮治
4　破産債権の届出期間　平成24年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午後３時45分
6　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９７号
奈良県天理市川原城町265番地
債務者　宮下　　茂
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北岡　秀晃
4　破産債権の届出期間　平成24年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４３６号
沖縄県那覇市小禄１丁目30番15―503号　ライオンズマンション小禄
債務者　平良　みよ
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　昌則
4　破産債権の届出期間　平成24年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部